

第1次吹田市文化振興 基本計画での分類	定義	条文	関連する大綱施策
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、パフォーマンス、インスタレーション、その他の芸術	第八条	大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全て
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術	第九条	大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全て
伝統芸能・芸能	伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能）、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能	第十条 第十一条	主に大綱Ⅱ 主に大綱Ⅰ、Ⅲ
生活文化・国民娯楽・ 出版物	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード、コンパクトディスクをはじめとする音楽・映像媒体等	第十二条	生活文化 主にⅡ-3、Ⅲ-3 国民娯楽 大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全て
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術	第十三条	Ⅱ-3
文化的都市景観	自然の保存、建築・開発にあたっての配慮など人や環境にやさしい文化的都市景観	第二十八条	Ⅲ-3